

Information

お知らせ

4月の「加茂休日急患診療所」

3日(日) 木沢記念病院	(☎25-2181)
10日(日) 山手クリニック	(☎28-5611)
17日(日) 太田メディカルクリニック	(☎26-2220)
24日(日) 濃飛ファミリークリニック	(☎53-3111)
29日(金・祝) さぐち内科	(☎27-7314)

※診療時間は、午前9時から午後5時までです。

最低賃金改正のお知らせ

岐阜労働局賃金室 ☎058-245-8104
 関労働基準監督署 ☎0575-22-3251

賃金が下記のとおり変更されました。
 (太文字が改正となった部分です。)

最低賃金の名所	最低賃金の額	効力の発生日
岐阜県最低賃金	時間額 754円	平成27年 10月1日
特定(産業別)最低賃金		
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	時間額 815円	平成27年 12月21日
自動車・同附属品製造業	時間額 856円	
航空機・同附属品製造業	時間額 902円	

詳しくは、下記までお尋ねください。
 岐阜労働局賃金室 (☎058-245-8104)
 関労働基準監督署 (☎0575-22-3251)

森林・環境税を活用しての里道整備について

役場2階 産業課 林業振興係 ☎43-2111

町では、平成27年度の「清流の国ぎふ森林・環境税」を活用して、キリン木曾川水源の森と人道の丘公園付近を結ぶ里道を整備しています。本年度にはキリン木曾川水源の森側から支障木の伐採、幅員2mの遊歩道を760m開設しました。今後もこの路線を延長し、キリン木曾川水源の森と人道の丘公園付近を結ぶ里道整備を行っていきます。

岐阜県水源地域保全条例について

役場2階 産業課 林業振興係 ☎43-2111

県では、「清流の国ぎふ」の大切な水源林を保存するため、岐阜県水源地域保全条例を制定しています。

条例では、水源地域に指定された土地の売買等を行うには、30日前までに県(恵みの森づくり推進課または各農林事務所)への届出が必要となっています。

現在、水源地域は下の図のとおり、22市町村、258カ所(約五万二千ヘクタール)で指定されています。

水源地域の位置は、恵みの森づくり推進課、各農林事務所、市町村林務担当課で確認いただけるほか、インターネット(「ぎふ ふおれナビ」)でもご覧いただけます。



水源地域の位置図

条例に関する内容は、「岐阜県水源地域保全条例」で検索ください。この条例は、水源林が私たちの知らないうちに売買され、木が伐採されたり、山が開発されたりすることを防ぐための重要な役割を果たしていますので、事前届出にご協力をお願いいたします。

歯のなんでも電話相談について

岐阜県保険医協会事務局 ☎058-267-0711

県の保険医協会では、4月18日の「ヨイハ」にちなんで、『歯のなんでも電話相談』を実施します。日頃気になっていることや、相談できずにいることなど「歯やお口の悩み」に県内の保険医協会会員の歯科医師が相談に応じます。

- ◆と き 4月17日(日)午前10時～午後3時
- ◆電話番号 058-267-0711

「入れ歯が合わない」「歯並びが気になる」「抜糸後の痛みが未だ…」など、**相談無料**ですのでお気軽にお電話ください。